(5) 第５表・第６表関係

☞ 定款等で定められた定員を記載してください。

☞ 承認申請書記載時の理事（又は責任役員）の現員を記載してください。

５ 法人の機関の構成

（令和 7 年 〇 月 〇 日現在）

第５表

(1) 理事又は責任役員

定員	6 名	現員	6 名

番号	氏名（年齢）	住所	寄附者との親族その他特殊関係	他の理事又は監事との親族その他特殊関係	法人から受ける給料・報酬	法人における理事・責任役員以外の地位	この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等
1	〇〇 〇〇（63 歳）	東京都〇〇区××１－２－３	本人	〇〇××の兄	月額 円 300,000	施設長	〇〇㈱代表取締役社長
2	■■ 〇〇（60 歳）	東京都〇〇区××３－１	なし	なし	0	なし	〇〇販売業
3	〇〇 △△（65 歳）	東京都〇〇区××１－８	なし	なし	0	なし	㈱〇〇社員
4	■■ ●●（61 歳）	東京都〇〇区××３－２	なし	なし	0	なし	農業
5	〇〇 ××（60 歳）	埼玉県〇〇市△△町２－３－４	本人	〇〇〇〇の弟	0	なし	〇〇㈱専務取締役
6	■■ ××（61 歳）	東京都〇〇区××３－３	なし	なし	0	なし	▲▲製造業
7	（ 歳）						
8	（ 歳）						
9	（ 歳）						
10	（ 歳）						
11	（ 歳）						
12	（ 歳）						
13	（ 歳）						
14	（ 歳）						
15	（ 歳）						

☞ 具体的かつ詳細に記載してください。特に、勤務先・役職欄は、例えば「㈱〇〇代表取締役社長」などのように具体的に記載してください。
なお、該当がない場合は必ず「なし」と記載してください。

(2) 監 事

定員	2 名	現員	2 名

番号	氏名（年齢）	住所	寄附者との親族その他特殊関係	他の監事、理事又は評議員との親族その他特殊関係	法人から受ける給料・報酬	法人における監事以外の地位	この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等
1	×× ××（48 歳）	東京都〇〇区××５－２	なし	なし	月額 円 20,000	なし	税理士
2	・・ ・・（53 歳）	東京都〇〇区××３－８	なし	なし	20,000	なし	㈱××社員
3	（ 歳）						
4	（ 歳）						
5	（ 歳）						

（資 13－1－8－Ａ４統一） （令元. 6）

☞ 定款等で定められた定員を記載してください。

☞ 承認申請書記載時の評議員（又は信徒総代）の現員を記載してください。

（令和 7 年 ○ 月 ○ 日現在）

第6表

(3) 評議員又は信徒総代

定員	7 名	現員	7 名

番号	氏名（年齢）	住所	寄附者との親族その他特殊関係	他の評議員、理事又は監事との親族その他特殊関係	法人から受ける給料・報酬	法人における評議員以外の地位	この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等
1	○○ ●● （60 歳）	東京都○○区××５－５	なし	なし	月額 円 0	なし	なし
2	○○ ■■ （70 歳）	東京都○○区××８－５	なし	なし	0	なし	なし
3	■■ △△ （50 歳）	東京都○○区××２－８	なし	なし	0	なし	㈱△△社員
4	△△ ×× （47 歳）	東京都○○区××６－１	なし	なし	0	なし	㈱□□社長
5	×× □□ （59 歳）	東京都○○区××７－２	なし	なし	0	なし	㈱××パート
6	・・ △△ （76 歳）	東京都○○区××８－３	なし	なし	0	なし	なし
7	△△ ▲▲ （55 歳）	東京都○○区××７－７	なし	なし	0	なし	○○幼稚園長
8	（ 歳）						
9	（ 歳）						
10	（ 歳）						
11	（ 歳）						
12	（ 歳）						
13	（ 歳）						
14	（ 歳）						
15	（ 歳）						
16	（ 歳）						
17	（ 歳）						
18	（ 歳）						
19	（ 歳）						
20	（ 歳）						
21	（ 歳）						
22	（ 歳）						
23	（ 歳）						
24	（ 歳）						
25	（ 歳）						
26	（ 歳）						
27	（ 歳）						
28	（ 歳）						
29	（ 歳）						

☞ 具体的かつ詳細に記載してください。特に、勤務先・役職欄は、例えば「㈱○○代表取締役社長」などのように具体的に記載してください。
なお、該当がない場合は必ず「なし」と記載してください。

（資 13－1－9－Ａ４統一）（令元. 6）

イ　記載要領（第５表、第６表共通）

(ｲ)　この表は、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(ﾛ)　「(1) 理事又は責任役員」の記載に当たっては、次の点に留意してください。

A　「寄附者との親族その他特殊関係」欄は、寄附をした人からみて次に掲げる人に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の㈱□□の社員」のように具体的に記載してください。「第５表理事の（番号）の弟」のように記載しても差し支えありません。

また、寄附をした人からみて次に掲げる人に該当しない場合には、「なし」と記載してください。

a　寄附をした人の親族（６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいいます。）

b　寄附をした人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人

c　寄附をした人の使用人

d　寄附をした人の使用人以外の人で寄附をした人から受ける金銭その他の財産により生計を維持している人

e　上記ｂからｄまでに掲げる人の親族で、これらの人と生計を一にしている人

f　次に掲げる法人の役員又は使用人

(a) 寄附をした人が役員となっている他の法人

(b) 寄附をした人及び上記ａからｅまでに掲げる人並びにこれらの人と特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人（８ページの「特殊の関係がある人」を参照してください。）

B　「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄の記載は、上記Aに準じて記載してください。

C　「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄には、寄附を受けた法人以外の勤務先、役員となっている法人又は団体の名称及びそこでの役職名を「㈱〇〇代表取締役社長」のように具体的に記載してください。

また、個人で事業を行っている場合には、その事業について「〇〇販売業」のように記載してください。

(ﾊ)　「(2) 監事」及び「(3) 評議員又は信徒総代」の記載に当たっても、上記(ﾛ)と同様の点に留意してください。

（注）既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

ロ　申請時確認事項（第５表、第６表共通）

<table>
<tr><th></th><th>確認項目</th><th>確認すべき事項</th><th>ﾁｪｯｸ</th></tr>
<tr><td>1</td><td>(1)(2)(3)の「現員」欄</td><td>定款等で定められた定員を満たしていますか。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>2</td><td>(1)(2)(3)の「法人から受ける給料・報酬」欄</td><td>寄附を受けた法人から受ける給料又は報酬は、勤務実績に基づき支給されていますか（役員等の地位にあることのみに基づき支給されていませんか。）。また、寄附をした人の親族などが特に高額な給料や報酬を受けていませんか。</td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td>(1)(2)(3)の「寄附者との親族その他特殊関係」欄</td><td rowspan="4">理事、監事又は評議員のそれぞれのうちに、特定の理事、監事又は評議員と親族関係を有する人及びこれらの人と特殊の関係がある人の合計数は、いずれも現員の３分の１以下となっていますか。</td><td rowspan="4">□</td></tr>
<tr><td>(1)の「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄</td></tr>
<tr><td>(2)の「他の監事、理事又は評議員との親族その他特殊関係」欄</td></tr>
<tr><td>(3)の「他の評議員、理事又は監事との親族その他特殊関係」欄</td></tr>
<tr><td>4</td><td>(1)(2)(3)の「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄</td><td>理事、監事又は評議員が役員を務める法人に勤務する人又は理事、監事又は評議員が役員を務める団体に所属する人は、特殊の関係がある人に該当するものとして記載されていますか。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>5</td><td>全項目</td><td>記載漏れはありませんか。</td><td>□</td></tr>
</table>

（注）1　役員構成や定員などについては、定款等に記載すべき事項が別途定められています。詳しくは、70 ページ以降をご覧ください。

2　定款等において、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は理事の定数と同数以上であればよいとされています。

3　公益社団（財団）法人については、「一般社団・財団法人法」及び「公益認定法」において定款の記載事項として定められている定員であればよいとされています。

4　特定一般法人については、理事は６人以上、監事は２人以上、評議員（設置している場合）は理事の定数と同数以上であればよいとされています。